

# 福生市税賦課徴収条例の一部改正

福生市税賦課徴収条例の一部が改正されました。主な改正事項についてお知らせします。

**平成17年度の課税(今年度)から適用となるもの**

◎共働き夫婦の妻に対する均等割の課税

均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする所得のある妻に対する非課税措置が廃止になり、平成17年度から段階的に課税となります。

◎配偶者特別控除の一部廃止(別表2参照)

前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税

別表1 課税となる妻の均等割額の経過措置

適用年度	市民税	都民税	計
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度	3,000円	1,000円	4,000円

別表2 配偶者特別控除の所得金額の段階別控除額一覧表  
単位 円

所得金額	配偶者控除	配偶者特別控除	(例)給与収入
0~380,000	330,000	0	103万以下
380,001~449,999	0	330,000	103万超 ~110万未満
450,000~499,999	0	310,000	110万以上~115万未満
500,000~549,999	0	260,000	115万以上~120万未満
550,000~599,999	0	210,000	120万以上~125万未満
600,000~649,999	0	160,000	125万以上~130万未満
650,000~699,999	0	110,000	130万以上~135万未満
700,000~749,999	0	60,000	135万以上~140万未満
750,000~759,999	0	30,000	140万以上~141万未満
760,000以上	0	0	

別表3 65歳以上であった方に適用される経過措置

適用年度	市民税均等割	都民税均等割	所得割
平成18年度	1,000円	300円	3分の2控除
平成19年度	2,000円	600円	3分の1控除
平成20年度以降	3,000円	1,000円	控除なし

## 《納期内納税にご協力を》

今月は、市・都民税(第1期)の納期です。口座振替を利用している方は、指定の預金口座から自動的に6月30日(木)に振替えますので、残高不足にならないように注意してください。

## 《納め忘れはありませんか》

次のとおり納期限は過ぎています。  
◎固定資産税・都市計画税第1期(5月31日)  
◎軽自動車税全期(5月31日)  
※軽自動車税口座振替利用の方へ  
「口座振替済通知書」は、今年度から車検が必要な車種のみを送付となります。

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。  
“手続きは簡単です。”  
“くわしくは、収納課収納係へ。”

問合せ 収納課収納係



65歳以上の方のうち前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、段階的に廃止となります。

◎譲渡所得の税率の引き下げ

土地、建物等の長期譲渡所得及び株式等譲渡所得(未公開分)の税率が引き下げられました。税率につき

65歳以上の方のうち前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、段階的に廃止となります。

◎65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

ただし、その方に対する給与支払金額が30万円以下の場合には、提出しないことができるとされました。

◎給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大

また、税金の集金を装い、直接納税者宅を訪問するという悪質な事例も発生しています。

不審と思われる場合は、即答せずに、都税事務所にご確認ください。

問合せ 東京都八王子都税事務所 相談担当 ☎042-644-1111 内線213

問合せ 環境課環境係

## 7月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談 行政相談	6日(水)	午後1時30分 ~4時30分	商工会館 2階会議室	
登記相談	7日(木)			
相続・遺言等暮らしの 手続き相談	12日(火)			
法律相談	1日(金) 13日(水) 20日(水) 27日(水)			
交通事故相談	21日(木)			
税務相談	28日(木)			
女性悩みごと相談	福生市 13日(水) 27日(水)	午前9時 ~ 午後0時50分	市役所1階 市民相談室	福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前から電話で福生市市民相談係☎551・1511、羽村市市民相談係☎555・1111へ。
羽村市との 共同事業	羽村市 6日(水) 20日(水)	午後1時30分 ~ 4時20分	羽村市役所 東庁舎1階 福祉事務所内 相談室	
少年相談	15日(金)	午前9時 ~午後5時	市役所1階 市民相談室	予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎0426・42・1677へ。
高齢者職業相談	19日(火)	午後1時30分 ~4時30分	市役所1階 市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜 ~金曜日	午前9時 ~午後4時	市役所1階 介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜 ・木曜日	午前10時~正午 午後1時~4時	第3庁舎 2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時 ~3時	福祉 センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	21日(木)	午後1時30分 ~3時30分	商工会館 1階研修室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほか●市政・市民相談●国民年金相談●母子・寡婦相談●育児相談●体力スポーツ相談(以上☎551・1511市役所代表)、●心の相談●成年後見相談●福祉サービス苦情相談●権利擁護相談(以上☎552・2121福祉センター)、●教育相談(直通☎551・7700)がありますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係

## 官公署だより

「にせ都税事務所職員」にご注意を

最近、都税事務所職員の名前をかたり、電話で法人のファクシミリ番号や、個人情報を知りたそうとする「にせ電話」が多発しています。

また、税金の集金を装い、直接納税者宅を訪問するという悪質な事例も発生しています。

不審と思われる場合は、即答せずに、都税事務所にご確認ください。

問合せ 東京都八王子都税事務所 相談担当 ☎042-644-1111 内線213

## 平成16年度の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年度比	飛行回数	前年度比
飛行総数	9,929	-2,825	2,465	-410
昼間(午前7時~午後7時)	7,598	-2,895	1,670	-572
夕刻(午後7時~午後10時)	2,081	94	764	160
夜間(午後10時~午前7時)	250	-24	31	2
最高音圧レベル(デシベル)	121	0	98	-1

## 5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	962	97	278	92
昼間(午前7時~午後7時)	789	143	212	90
夕刻(午後7時~午後10時)	157	-38	65	1
夜間(午後10時~午前7時)	16	-8	1	1
最高音圧レベル(デシベル)	116	1	89	4